

（寄稿）

NOMURA

リハビリ型デイサービスに特化した通所介護の事例

はじめに

介護保険制度は平成12年4月の導入以来11年が経過し、12年目を迎えました。制度スタート時は約17%だった高齢化率も平成23年1月15日現在では約23%に上昇し、高齢化が進むのと同時に要支援・要介護認定者も増加しています。

社会保障費抑制の流れで、在院日数の縮減や医療保険下のリハビリに日数制限が設けられる中、介護保険で行われるリハビリが着目されています。リハビリ難民の受け皿としても、増大する一方の介護保険給付費の削減に向けた介護度の改善という課題においても今後のリハビリ施設の重要度は高いといえます。

このような環境下、平成18年頃より民間事業者の参入が相次いでいるのが、介護予防（生活機能回復や運動機能向上）に特化したデイサービスです。俗に「リハビリ型デイサービス」といわれるもので、介護保険認定者の約75%を占める要介護3以下の軽度者を対象に3時間程度の介護予防プログラムを提供することに特徴があります。

本稿では、独自で開発した静脈認証マシンを使用し、平成16年から「リハビリ型デイサービス」を行う株式会社パワーリハの事例をご紹介します。

2011年5月27日

Healthcare note

(No. 11-06)

寄稿者名：

株式会社パワーリハ
代表取締役社長
黒川 明彦

編集主幹：

野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
河添 麻美

野村證券株式会社
法人企画部

野村證券株式会社 法人企画部 〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル

本資料に含まれる情報がもたらす一切の影響、本資料の内容に関する正確性、妥当性、法務上のコンプライアンス等につきましては、野村證券はその責を一切負いません。本資料中の記載内容における各種法令・規則等は随時改定されますので、あくまでも参考資料としてお取り扱いください。また、記載内容における法令・規則及び表現等の欠落・誤謬などにつきましては、野村證券はその責を一切負いません。本資料は、貴社が経営判断を行なうに際して参考となると考えられる情報の提供を目的としたものです。経営判断における最終意思決定は貴社自身で行われるものであり、野村證券はこれに対する意見または判断を表明するものではありません。本資料のご利用に際しては、弁護士、公認会計士等にあらかじめその内容をご確認ください。